

安全の手引き

令和5年1月4日
在サンタクルス領事事務所

．序　　言	p 1
．防犯の手引き	p 2
．緊急事態対処マニュアル	p 8
．結　　語	p 11

序　　言

サンタクルス市及び近郊在住の在留邦人の皆様に安全に生活していただくため、また、緊急事態に対処していただけるよう「安全の手引き」を作成しました。

の「防犯の手引き」では過去の犯罪被害例等をもとに防犯対策上の参考として事件、事故に巻き込まれないために留意すべき事柄についてまとめました。

の「緊急事態対処マニュアル」では在留邦人の皆様が的確、迅速に事態に対応できるよう、平素の心構えと必要な準備、緊急時の行動についてまとめましたので、緊急事態が発生した場合には落ち着いて対処できるよう御参照ください。暴動、クーデター等の緊急事態発生の際には、当事務所は大使館と共に全力でその対応に当たりますが、そのような状況下では、各自が責任をもって自己の安全対策に万全を期すよう努力することが先ず必要です。

つきましては、「安全の手引き」を熟読いただくようお願いすると共に、改良・訂正が必要な点等ございましたら、忌憚のない御意見を当事務所または在ボリビア大使館領事班までお寄せください。

【在サンタクルス領事事務所】

Tel) 3 - 3 3 3 - 1 3 2 9

Fax) 3 - 3 3 5 - 1 0 2 2

メール) consuladajaponscz@lz.mofa.go.jp

【在ボリビア日本国大使館】

Tel) 2 - 2 4 1 - 9 1 1 0

Fax) 2 - 2 4 1 - 1 9 1 9

メール) consul.lpz@lz.mofa.go.jp

ホームページ) https://www.bo.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

- (1) 「目立たない」、「油断しない」、「行動を予知されない」ことが安全の基本です。
- (2) ポリビアでは同国の主権下で生活しています。事件・事故に遭った際の捜査活動等は一般的には日本ほど期待できませんので、テレビ、新聞及びインターネット等で治安情報を収集するなど、事件・事故に巻き込まれない自助努力が必要です。
- (3) サンタクルス県は、日本の国土に匹敵する37万平方キロの面積と、約330万人の人口を抱え、年々増加傾向にある犯罪発生数に比し警察体制(人員)に不備がありますので、自己防衛を常に念頭に置いて行動してください。
- (4) 独自の文化を受け継いでいる先住民族に対する不用意な言動は禁物です。

2 最近の犯罪傾向

- (1) テレビ、新聞及びインターネットでは、強盗、空き巣、傷害事件等のニュースが頻繁に報道されています。危険地域に近づいたり、街頭で安易に貴重品を取り扱ったりするような行動は極力避け、自己防衛を念頭において行動してください。
- (2) 市内の金融機関では、出入金後に襲われる事件が発生しています。周囲の状況に充分注意して行動してください。
- (3) 市内各地域にそれぞれの犯罪グループがあり、飲酒や麻薬欲しさのために未成年が罪を犯すケースが多発しています。住民の動きを監視して犯罪の機会をうかがっているため、日常生活において同一の行動パターンは避けるよう心掛けてください。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居における防犯対策

住居を選択する際は、以下の事項を十分チェックしてください。また、現在お住まいの住居に問題がある場合は、大家等に強く依頼するなど改善に努めてください。

ア 独立家屋の外周

- ・塀の高さと堅牢性は十分か。
- ・塀を登ったり、二階や屋根に直接上れる箇所はないか。
- ・街路樹から塀を乗り越えられないか。
- ・二階や屋根に登るためのはしごやロープ等が放置されていないか。
- ・外周に照明設備はあるか。
- ・外部から住宅内部が覗かれないか。
- ・来訪者を確認する手段はあるか。

- ・ 駐車場や車庫は住宅敷地内にあり施錠設備があるか。また、車の出し入れは容易か。
- ・ 駐車場内外に照明設備はあるか、凶器になるような物は放置していないか。
- ・ 敷地内に賊が身を潜める場所はないか。
- ・ 樹木等は手入れされ、除草されているか。
- ・ 防犯の為に犬を飼っているか。
- ・ 私設警備員はいるか。

* 帰宅時外門の錠を開ける際、待ち伏せていた賊に襲われるという事件も時折、発生しているため、帰宅時は門を開ける前に不審な者がいるかどうかを必ず確認する習慣をつけてください。

イ 集合住宅の出入り口

- ・ 全ての出入り口は管理人又は守衛に管理されているか。
 - ・ 夜間の出入り口の管理は万全か。
 - ・ インターホンや監視カメラ等で来訪者の確認は容易か。
 - ・ 駐車場は 24 時間体制で管理人または守衛に管理されているか。
 - ・ 車の出し入れを迅速かつ安全にするため、守衛やリモコンによる開閉手段はあるか。
 - ・ 駐車場に照明設備があるか。凶器になるような物を放置していないか。
- 防犯設備、警報装置、非常階段等は万全か。

* 集合住宅（3 階以上）の方が独立家屋よりも安全性が高いほか、隣人の助けを得やすい。

ウ 玄関

- ・ 二つ以上の錠前とドアチェーンがついているか。
- ・ ドアに覗き穴、インターホン等訪問者を確認する手段はあるか。
- ・ ドアの周囲に窓はないか。
- ・ 周辺に照明設備があるか。
- ・ 借家の場合、鍵は取り替えてあるか。
- ・ 鍵をなくした場合及び使用人を替えた場合、鍵を一式取り替えたか。

エ 窓

- ・ 独立家屋の場合、窓に鉄格子等、防犯予防に役立つ装置があるか。

オ 寝室

- ・ 緊急時に避難室として使用するために施錠できるか。
- ・ 電話があるか。

(2) 外出時における防犯対策

ア スリ、置き引き等

【被害例】

バスターミナル・空港等の移動時

- ・ バスの中で乗務員風の人から荷物を棚に載せるよう指示され、これに従ったところ、窓を開けるよう依頼されたため、言われたとおり窓を開けている隙に棚に載せた荷物を奪われた。
- ・ バスの発車時間まで余裕があったため、バス停近くの人通りの少ない地区を散策してい

たところ5～6人の男に襲われ、所持品を全て奪われた。

- ・バスターミナルで肩を叩かれて気を取られていた際に反対側から膝元に置いていたバッグをひったくられた。
- ・空港チェックインカウンターにて搭乗手続き中に、足元に置いていたバッグを盗まれた。
- ・搭乗手続き後、空港内のレストランでコーヒーを飲んでいたら足元に置いていたバッグを盗まれた。

レストラン

- ・レストランで食事中、突然話しかけてきた人物に気を取られている間に、その仲間と思われる者に荷物を盗まれた。
- ・レストランで椅子に掛けていたハンドバッグが気がつかないうちに盗まれた。
- ・インターネットカフェで足元に置いていたリュックサックが盗まれた。

その他

- ・市場で買い物中、バッグを切られて財布を抜き取られた。
- ・人混み（バスターミナル、大通り、市場等）を歩いていたところ、急に前方を塞がれ、立ち止まった瞬間にリュックサックを開けられ貴重品を強奪された。
- ・歩きながら携帯電話を使用していたところ、背後から同携帯電話をひったくられた。
- ・車で走行中に物を投げられたため、車から降りて車体を確認している際に助手席に置いていたバッグを盗まれた。
- ・市内を走行するマイクロバス（「ミクロ」）内で老人がよろけたため、手を差し伸べたところ、その老人が下車した後、ポケットの中にあった所持品が盗まれていたことに気がついた。
- ・車で走行中、信号等の一時停止の際に開けていた車窓から貴重品をひったくられた。

【防犯対策】

- ・手荷物からは目を離さない。
- ・複数で行動する場合でも常に自分の手荷物に注意する。
- ・人混みの中では常に所持品に注意する。
- ・外出時はなるべく手ぶらにして、貴重品や多額の現金は持ち歩かない。
- ・見知らぬ者から親切そうに声を掛けられても相手にしない。
- ・夜間、早朝の外出は避け、出来るだけ複数で行動するようにする。
- ・バスでは貴重品は頭上の網棚、荷物用のトランク等には置かず、自分の身から離さないようにする。
- ・外出時は常に周囲に注意しながら行動する。
- ・自宅等から外出する際は、施錠確認を徹底し、夜間であれば屋内照明をつけたまま、外出することが望ましい。

イ 偽警察官

警察官を名乗る者が、麻薬や二セ札所持の取締り、身分証明書の不携帯等を理由に、警察署へ連行するとして、用意した車やタクシーに乗せ、移動中の車内や人気のない場所で

所持品検査と称して金品を奪う事件が多発しています。以下の事項を熟読し、被害に合わないよう注意してください。

【防犯対策】

- ・ポリビアでは、警察官が車内や路上で所持品検査をすることは禁止されています。また、警察署等への同行にもタクシーや自家用車等を利用することはありません。したがって、その場での所持品検査や乗車は拒否し、近くにいる制服警察官を呼ぶか、110番に連絡してください（各電話番号は以下「 7 緊急連絡先」参照）。
- ・「検査」をされている間に貴重品や金銭を奪われるため、所持品を物色させないことが重要です。

ウ 自動車強盗

サンタクルス市及びその周辺地域では、拳銃等で武装した強盗が停車中の車を襲う手口の自動車強盗が発生していますので、深夜早朝の外出は避け、仮に走行中に停車するよう求められても直ちに停車せず、先ず相手の確認を心がけることが大切です。

(3) 生活における防犯対策

以下の諸点に留意しながら、自己防衛を念頭に置いて生活する習慣をつけてください。

ア 使用人（家事使用人、運転手、庭師、警備員等）

- ・信頼できる人から紹介してもらい、可能な限り身元調査を行なう。
- ・来訪者や電話の応対等を教育し、家人不在時の緊急連絡先を知らせておく。
- ・長期旅行の詳細等必要以上に外出予定を話さない。
- ・金品を室内に放置する等、盗難を誘発するような環境を作らない。
- ・円満な関係を保つ努力をする。失踪した場合は重大犯罪の前兆とも考えられるので、警察に捜査を依頼し警備を強化する。

イ 窃盗犯、強盗犯等が住居に潜入した場合

- ・決して犯人に抵抗しない（銃・刃物等を所持している可能性が高い）
- ・冷静さを保つ。
- ・目撃、対面した場合、目をそらす。
- ・鍵のかかる部屋に留まり、犯人が去った後、近所に通報して警察を呼ぶ。
- ・普段から家に入る前には警戒をし、異常が感じられる場合には入らない。

4 交通事情と事故対策

(1) 市内の交通は、バス、乗合タクシー、ラジオタクシー及び個人タクシーがあります。当地の事情に慣れてない方は、ホテルや旅行会社又は知人から紹介されたラジオタクシーを利用してください。流しのタクシーの中には正規に登録されていないタクシーが沢山ありますので、利用は避けてください。

(2) 車は右側通行です。サンタクルス市内中心部は狭い上に一方通行が多く、バス専用レーンが設けられていますが、違法駐車に加え、車線を守らないことが多いので十分に注意

してください。

- (3) 横断歩道でも歩行者は常に車に注意しなければなりません。また、些細な事でクラクションを鳴らしますがイライラしないことが肝要です。
- (4) 市内を走るバスないしタクシーは、客を乗り降りさせるために所かまわず急停車しますので、後方を走行中は車間距離を取る等の注意が必要です。
- (5) 整備不良で道路の真中に停まっていたり、夜間点灯しない車もありますので、スピードの出し過ぎには注意してください。特にサンタクルス市より北部一帯では農繁期の 9 月から 12 月の間、サトウキビ等の運搬に農業トラクターないし大型トラックが使用されますので、追突事故等のないよう注意してください。また、未舗装道路では、降雨の後にはこれらトラック等のタイヤの跡で道路に陥没部分が残されますので注意してください。
- (6) サンタクルスから山岳地帯に向かう場合、道路状況が悪くなる雨期（10 月～3 月）は路肩が崩れる等非常に危険ですので、同時期の車両による移動はできる限り避け、やむを得ず移動する場合は細心の注意を払い、自分で運転しない場合は信頼のおける交通会社等を利用してください。
- (7) 郊外の道路は、幹線道路であっても街灯がないことが多く、幹線道路以外は殆どが未舗装道路ですので、夜間の運転にはご注意ください。
- (8) サンタクルス市内では金曜日から週末にかけての夜は飲酒運転による事故が多発しており、夜間の通行には十分注意する必要があります。

5 テロ・誘拐対策

(1) 脅迫

ア 脅迫されないために（脅迫や悪質ないたずらには必ず理由がある。）

- ・脅迫の理由となりそうな社会問題（日本企業や経済協力に対する論調、周辺諸国での日本人の関係する事件等）には常に注意を払い、不用意な言動は慎むよう心がける。
- ・隣人、使用人等と円満な関係を保つ。

イ 脅迫を受けたら

- ・いたずらの可能性が強いと判断しても万一に備え、被害を最小限にとどめるような手段をとる。「10 分後に事務所を爆破する」等と脅迫があった場合、先ず避難してから警察に通報する。
- ・脅迫文書・メールの保存や脅迫電話の録音等をし、警察の捜査に協力する。
- ・警察への爆発物捜査依頼、警備員の増強、ボディガードの雇用、防弾・護衛車の配備、安全な都市・ホテルへの一時的避難等の安全対策をとる。
- ・脅迫が極めて深刻な場合、国外・日本への退避を検討する。

(2) 誘拐

ア 誘拐されないためには

- ・目立たない：誘拐の対象にならないよう心掛ける。
- ・行動を予知されない：接近が容易で、予測可能な行動をする者（毎日同じ時間、同じルートで通勤する等）が狙われる。
- ・常に用心を怠らない：防御体制の弱い者が狙われる。

イ 兆候を発見する

誘拐犯は誘拐事件の前には必ずと言っていいほど、家族構成、車のナンバー、出勤・帰宅時間・経路等を調べます。周囲に起こる以下のようなちょっとした変化は、誘拐の兆候かも知れません。

- ・献金の要求、無線機借用の申し込みなど不審な訪問があった。
- ・不審な車やバイクに何度か追跡された。
- ・使用人が失踪した。
- ・無言電話が頻繁にかかってきた。
- ・家の周りを不審者がうろついていたのを何度か見た。

ウ こうした兆候があったら

- ・先ず警察に通報し、対応措置等の助言を求める。
- ・家族や勤務先に知らせ対応策を話し合う。児童の登下校の警備強化、出勤・帰宅の時間・経路の変更や同僚に同行してもらう、外出を控える、屋外での警備体制を強化する。
- ・脅威が深刻な場合には、ボディカードの雇用、警護車の配備、家族をホテルなどに移すことも検討する。

エ 日常の自衛措置

- ・車での移動は交通量の多い通りを選び、日中でも駐車は有料駐車場を利用する。
- ・地方旅行の際は可能な限り複数の車で移動し、夜間の移動は避ける。
- ・緊急連絡先を普段から承知しておく。

6 子の連れ去りが犯罪となるケース

親権を持つ親であっても、もう一方の親権者の同意を得ずに18歳未満の子を国外に移動させること（親が日本へ帰国する際に子を同伴する場合を含む。）はボリビアの法律で禁じられています。一方の親権者のみが子を国外へ連れ出す場合は、未成年裁判所（Juzgado de Menores）で所定の手続きを取ることが必要です。

7 緊急連絡先

- ・ パトカー：110
- ・ 救急車・消防車：119（なお、救急車は民間緊急医療会社の専用番号：116でも可。）
- ・ 在サンタクルス領事事務所：3 - 333 - 1329
- ・ 在ボリビア日本国大使館：2 - 241 - 9110

* 簡単な緊急時のスペイン語表現

- 助けて：アウキシリオ (Auxilio!)、ソコロ (Socorro!)
- 泥棒：ラドロ (Ladrón)
- 警察：ポリシア (Policía)
- 警察署はどこですか：ドンデ・エスタ・ラ・コミサリ・ア (¿Dónde está la comisaría?)
- 日本領事館はどこにありますか：ドンデ・エスタ・エル・コンスラド・デル・ハポン (¿Dónde está el Consulado del Japón?)
- 日本大使館はどこにありますか：ドンデ・エスタ・ラ・エンバハダ・デル・ハポン (¿Dónde está la Embajada del Japón?)
- 強盗に襲われました：メ・アサルタロン (Me asaltaron!)
- 財布を盗られました：メ・ロパロン・ラ・カルテラ (Me robaron la cartera.)
- バックをここに置いていたのですが無くなりました：エ・デハド・ミ・ボルソ・アキー、ペロ・ア・デサパレシド (He dejado mi bolso aquí, pero ha desaparecido.)
- 盗難証明書を作ってください：ネセシート・ウン・セルティフィカド・デ・デヌンシア・ポル・ロボ・ポル・ファボール (Necesito un certificado de denuncia por robo, por favor.)
- 最寄りの病院はどこですか：ドンデ・エスタ・エル・オスピタル・マス・セルカノ (¿Dónde está el hospital más cercano?)
- 病院に連れて行ってください：ジェベメ・アル・オスピタル (Llévame al hospital.)
- 医者を呼んでください：ジャメ・ウン・メデイコ・ポル・ファボール (Llame un médico, por favor.)
- お腹が痛い：メ・ドウエレ・エル・エストマゴ (Me duele el estómago.)
- 頭が痛い：メ・ドウエレ・ラ・カベサ (Me duele la cabeza.)

在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え (連絡体制の整備、避難場所、携行品及び非常用物資の準備)

(1) 連絡体制の整備

ア 在留邦人の方は在留届を必ず当事務所またはインターネット (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) にて提出してください。

なお、記載事項に変更が生じた場合及び帰国の際にもお手続きをお願いします。

イ 緊急事態はいつ起きるかわかりません。緊急事態に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法につき予め定め、またお互いの所在を明確にしておいてください。

ウ 緊急事態発生の際、大使館及び当事務所は領事メールを通じて情報を提供するとともに必要な指示を行います。

また、たびレジ、在留届及びメールマガジンで登録したメールアドレス及び大使館ホームページ (https://www.bo.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) を通じて大使館及び当事務所から情報提供を行うこともありますので、メール及び大使館ホームページは頻りにチェックするようにしてください。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア 一時避難場所の検討

内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性があるときは、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所には絶対近づかないようにしてください。巻き込まれそうになった場合の取りあえぬ避難場所について、常日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか（勤務先、通勤途上、自宅等）自分がどのような事態に巻き込まれそうか等幾つかのケースを予め想定し、各ケースの一時避難場所を検討しておいてください。（外部との連絡が可能な場所が望ましい。）

イ 緊急時避難先

緊急事態発生時の状況に応じて、当事務所への集結を指示することがありますので、予め住所を確認し、到着経路を検討しておいてください。

【在サンタクルス領事事務所】

Calle Saavedra No.314, Esq.Calle Cochabamba (市内第一環状線南部付近)

(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備

ア 旅券、現金、貴金属等は、直ちに持ち出せるよう予めまとめておく。

イ 非常用食料、医薬品、燃料等は、10日分程度を準備してください。

ウ その他 3 . のチェックリスト参照

2 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生又は発生する恐れのある場合、当事務所又は大使館は情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い各団体、領事メール等を通じ随時通報します。平静を保ち、噂や群集心理に惑わされないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

ア 当事務所ないし大使館からの連絡は各団体、領事メールにより随時行います。

イ 緊急事態発生の際には、各新聞社等のインターネットニュース、現地報道、海外報道、衛星放送テレビ等の視聴、大使館ホームページ等による情報収集を各自心がけてください。

(大使館 H P : https://www.bo.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(3) 当事務所ないし大使館への通報等

ア 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時、当事務所ないし大使館に直接又は日系団体、JICA等を通じ通報してください。在留邦人の方々への貴重な情報源となります。

イ 自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ、又は及ぶ恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当事務所ないし大使館に通報してください。

ウ 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。そのた

め、当事務所ないし大使館より在留邦人の方々にも協力をお願いすることがあります。

(4) 国外への退避

- ア 事態が悪化し各自又は派遣先の会社等の判断により、あるいは当事務所ないし大使館の助言により自発的に帰国、第三国へ退避する場合、その旨を当事務所ないし大使館へ通報してください。
- イ 海外安全情報「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」又は「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」が発出された場合には、一般商業便が運航している間に、可能な限り早急に国外へ退避してください。なお、一般商業便の運航が停止した場合、あるいは座席の確保が著しく困難となった場合等にはチャーター便や、陸路で退避することもあり得ます。
- ウ 事態が切迫し、当事務所ないし大使館より退避又は避難のための集結を指示された場合には、上記1.(2)(イ)で指定した緊急時避難先に集結してください。その際しばらくの間は避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば上記1.(3)の非常用物資を持参するようお願いいたします。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。なお、緊急事態発生時には場合により当事務所または大使館が避難先への交通手段を手配することもあります。
- エ サンタクルスからの国外退避ルート
- ビルビル空港経由
- ・米国、ブラジル、ペルー、アルゼンチン及びパナマ等
- 陸路
- ・プエルトスアレス経由ブラジルへ
 - ・タリハ経由アルゼンチンへ

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券、身分証明書

旅券については常時6か月以上の残存有効期限が必要です(6か月以下の場合には、当事務所ないし大使館に切替発給申請をしてください。)。また、旅券の最終項の「所持人記載欄(特に血液型)」は、漏れなく記載しておいてください。なお、外国人登録証明書、滞在査証等は常に十分な有効期限を確保しておいてください。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳、有価証券及びクレジット・カード等

直ちに持ち出せる場所に保管しておいてください。現金は家族全員が約10日間生活できる程度の外貨及び当座の必要のための現地通貨を用意しておいてください。

(3) 自動車の整備等

- ア 常時整備しておいてください。

- イ 燃料は十分入れておいてください。
- ウ 車内には、懐中電灯、地図、ティッシュ、バッテリーチャージ用のケーブル、けん引用のロープ等を置いてください（避難時は毛布等も）。
- エ 自動車を持っていない人は、緊急時に同乗させてもらえる人を予め探しておいてください。

（４）携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記（１）～（３）に加え、次の携行品を直ぐに持ち出せるよう準備しておきましょう。

- ア 衣類・着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく目立たないもの。山岳地帯へ避難する場合を除き、麻、綿等吸湿性や耐暑性に富む素材が望ましい。）
- イ 履物（履き慣れた靴底の厚い頑丈なもの）
- ウ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- エ 非常用食料等
ある程度長期間に亘る自宅待機が必要な場合を想定し、主食（米、小麦等）調味料、缶詰、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーターを人数×10日分程度
- オ 医薬品等
家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏
- カ その他
懐中電灯、強力予備バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、使い捨て食器類、固形燃料、簡易炊事用具、短波ラジオ、ヘルメット

結語

在留邦人の皆様の安全のため、当事務所は大使館とも協力の上、緊急事態などが発生した場合は速やかに在留邦人の皆様に情報提供を行うと共に、可能な限り迅速に対応をいたします。

しかしながら、そのような状況下では、各自が責任をもって自己の安全対策に万全を期すよう努力することが先ず必要です。

近年、一般犯罪は銃器使用等凶悪化、組織化ないし国際化の傾向があります。普段の生活においても気を緩めることなく、治安情勢の把握に努めてください。

また、皆様より御意見をいただき、より充実した安全対策に努め参る所存ですので、ご意見等ございましたら、当事務所まで御一報いただけますようお願いいたします。

以上